日程第3 報告第6号 平成23年度加美郡土地開発公社決算について

- ○議長(一條 光君) 日程第3、報告第6号平成23年度加美郡土地開発公社決算についてを報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 平成23年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。 加美郡土地開発公社の平成23年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成23 年事業年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により 報告いたします。
- ○議長(一條 光君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成23年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第7号 平成23年度株式会社薬薬振興公社決算について

- ○議長(一條 光君) 日程第4、報告第7号平成23年度株式会社薬薬振興公社決算について報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第7号平成23年度株式会社薬薬振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社薬薬振興公社の平成23年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第17期平成23年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

- ○議長(一條 光君) 報告が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。
- ○7番(近藤義次君) 副町長、社長にお尋ねをします。

最初に、まさに薬薬はすばらしい観光地になっているわけですけれども、社長として、今後、 どのようなすばらしい観光地に持っていくのか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

- ○議長(一條 光君) 吉田社長。
- ○副町長(吉田 恵君) 副町長でございます。社長としての出席は求められておりません。余 計なことを言いました、申しわけございません。

先ほど尾形議員さんからの質問がございましたように、薬薬の振興公社につきましては、1

億円ほどの指定管理料をお支払いして運営をしていただいています。それによって多くの社員が収入を得て、そして、さまざま物産品も売られて、4億円ほどを超えるお金が経済効果も上がっております。ですから、今は何もしなくてもいいのではないかというご意見もあろうかと思いますが、だからこそ、今のうちに手をかけておけば、さらに振興公社の薬薬の財産はすばらしいものがあると考えております。私も、日々社員の皆さんが本当に一生懸命働いております。朝行きますと、8時に皆さん出社しておりますけれども、電気はついておりません。会社のいわゆる営業がオープンするまで電気を消して暗い中で黙々と作業を続けております。そして、営業が始まると電気をつける。非常に一生懸命経費の節減にも努めておられているようですし、各施設のさまざまな情報もお互いに把握しながら営業努力も続けておられます。非常に私も感心し、また、感銘を受けているところでございます。一方、社員の給料は、先ほど申し上げたとおり、全く上がっておりません。やはり、社員にとって、給料が上がらないで働き続けるということは非常にモチベーションも、それを持ち続けるというのは大変なことだと思います。

ですから、私としては、私ができるかどうかはわかりませんが、とにかく、経営状況の中をどれだけ把握して、そして、どこに問題があるのか、あるいはどこをすればもっと経費が削減されると同時に収入をふやしていくことができるか。やはり、収入をふやさないと意味ございませんので、収入をふやす方法を考えていきたいというふうに思っておりまして、就任のごあいさつのときに幾つかのアイデアをお話しさせていただきました。この薬薬の施設、すばらしい施設ですから、これをさらに多くの方々に利用していただけるようにしていきたいというふうに思っております。当然、陶芸の里も同様にすばらしい施設でございますので、このさまざまな施設を有効的に、合理的に、そして、総合的に、観光として、町長が言うように、待っているだけではお客さんはいらっしゃいませんので、できるだけ営業活動をしながら情報を発信して、すばらしい施設群をさらに盛り上げていきたいと、そのために尽力をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

- ○議長(一條 光君) 7番近藤義次君。
- ○7番(近藤義次君) パークゴルフ場内に、要するに、温室、何だか、3つ、4つあって、壊れて倉庫だか、物置だか、わからないような形になっていたと目についたんですが、あれは何なんですか。観光地として全く残念な施設だと思うんです。あれは何なんですか。
- ○議長(一條 光君) 副町長。
- ○副町長(吉田 恵君) それはビニールハウスだと思いますので、それは薬薬施設群の一つで

はございませんで、農林課のほうで把握しているものですから、農林課長が答弁させていただ きます。

- ○議長(一條 光君) 農林課長。
- ○農林課長(鎌田良一君) 農林課長、答弁いたします。

4月の大風によりまして被災したハウス、5月の補正で予算計上しましたけれども、ちょっと設計の、今、見直しをいたしまして、現在、発注をかけておるところでございます。工事がおくれましたこと、大変申しわけございませんでした。

- ○議長(一條 光君) 7番近藤義次君。
- ○7番(近藤義次君) あれは開発公社のほうでつくっているものを食料として使っているわけですか。お客さんにそれを出しているわけですか。その辺はどうなんですか。
- ○議長(一條 光君) 農林課長。
- ○農林課長(鎌田良一君) 農林課長、お答えいたします。

ハウスのうちの2棟につきましては、花卉栽培に使用しております。その販売につきましては、 土産センターその他で販売をしております。もう1棟につきましては、ワサビの関係で使用し ております。以上でございます。

○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成23年度株式会社薬莱振興公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第8号 平成23年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- ○議長(一條 光君) 日程第5、報告第8号平成23年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書 について報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第8号平成23年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご 説明申し上げます。

本案件は、平成24年第1回3月定例会に上程し議決をいただいておりました平成23年度加美町一般会計補正予算(第7号)の繰越明許費について、矢越地区公共用地造成事業、災害等廃棄物運搬処理事業、東日本大震災農業生産対策交付金事業のほか16の事業及び第2回臨時会に上程し議決をいただいておりました補正予算(第8号)の繰越明許費について、町道中嶋内田線維持修繕事業、放射能濃度測定器購入事業、町道災害復旧事業の計22事業について、繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長(一條 光君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番(工藤清悦君) 町長にお伺いをしたいと思います。

土木費道路橋梁費、田川平柳線、それから、色麻下多田川線、町長、きのう、きょうの一般 質問の中で、やはり、コンパクトなまちづくりといいますか、小さな自治体でもって行財政改 革、または町の活性化、または商店街の活性化を目指していくといった中で、市街地の拡大は、 なるべく町としては避けたいというお話をされました。やはり、田川平柳線、それから、色麻 下多田川線、これは今でも懸案の道路計画でありましたけれども、やはり、町長が言う20年前 とこれからのまちづくりは違うんだということになりますと、やはり、そういう道路、市街地 の拡大を促進する道路の整備、社会的なインフラというものについて、見直しをかけなくては いけないのかなというふうに私は思います。今までの計画どおり、田川平柳線、または色麻下 多田川線が各計画どおりにできれば、好むと好まざるにかかわらず、企業が張りついたり、ま たは住宅地になったり、事業所が来たりということが当然予想されるわけですよね。そういう ことに対しては、町長のまちづくりの理念、または信念から遠ざかっていくことじゃないのか なというふうに思っています。そういう意味の理解と、町長が目指す市街化拡大を防ぎながら コンパクトに住みよいまちづくりをやっていくんだということの整合性といいますか、または、 我々議会、議員が一人一人どういう形でこの事業というものに十分理解を示し、または執行部 と一緒になってまちづくりを進めていくかということでの一助にしたいというふうに思ってい ますので、お考えをお願いしたいと思います。

○町長(猪股洋文君) 大変、大切な質問でございますので、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

コンパクトな町、これはできるだけ人々が歩いて用事が足せる、役場にも行ける、支所にも 行ける、あるいはお店にも行ける、金融機関にも行けるというものが基本でございますので、 住宅地が拡散するということは、私はすべきではないというふうに思っています。できるだけ、 やはり町中居住ということもありますけれども、できるだけ中心市街地、あるいはその近辺に お住まいになっていただくということが大事だろうというふうに思っております。

一方で、この町の将来の発展というものを考えた場合に、やはり、道路の整備ということも 必要になってきます。特に、今回、県におきましても震災を契機に国道347号の災害支援機能 といいますか、そういった側面から非常に重要であるということで、通年通行をしますという ことで、平成28年度まで、県の計画にも載せていただきました。 さらに、私は今県のほうにこの道路が今の計画どおり高川橋を越えて、今の347号にぶつかったのでは意味がない。これは古川インターにつながってこそ初めて防災あるいは災害時の支援対策、あるいはこれからの経済の発展というものにつながっていくはずであるというふうなお話をたびたびさせていただいておりまして、おおむね理解をいただいているところです。県のほうからは、矢越地区については町のほうで土地利用計画をぜひつくっていただきたいと。役場ということではなくて、やはり、企業が張りつくという誘致の用地として行うということが、あの田川平柳線をインターに持っていく上で非常に県としても理屈が立つといいますか、これを実施する意義が出てくるというふうなお話もちょうだいをしております。ですから、道路の整備によって、いわゆる住居の区域が郊外に広がるということではなくて、むしろ、そういった地域には企業等が張りついて雇用を生み出す場、そうしますと、まさに職住接近、町の中に住んで周辺にある企業に通勤をするというふうな姿が可能になってくるんじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

- ○議長(一條 光君) 9番工藤清悦君。
- ○9番(工藤清悦君) 一般質問からずっと町長の答弁をお聞きしたんですけれども、自分のまちづくり、町長自身のまちづくりの目標はあるんだけれども、周りが変わる分には仕方ないだろうというふうな、私、今答弁聞いて思ったんですけれども。やはり、町長が目指すまちづくりというものを遂行するためには、町長が今、矢越は工業地帯、それから、働く場、それから町の中に在住してほしいというのがあるんですけれども、それは法的にも、条例的にも、規制かけられるわけではないですし、もちろん、農業委員会が、誘致企業はいいんだけれども、住宅はだめだよという、そういうことで農用地の目的、用途変更をかけるならまた別ですけれども、町長が一貫してコンパクトなまちづくりということを遂行するために、この道路というのは、確かに防災とかさまざま経済効果はあるにしても、町長がやろうとする方向からは、邪魔しているわけですよね、実際は。弊害になるわけですよ。規制がないわけですから。つまり、そういう意味で、町長が目指すまちづくりという部分からすれば、周りが動いて仕方ない部分はあるけれども、私が考えている部分は通しますよという、そういうことではなくて、もっと、いろいろな意味での整合性をとりながら、まちづくりというものに取り組むべきなんじゃないかなというふうに思います。

町長は、矢越を工業地帯にしたいというんですけれども、矢越というのはどこまでいうのか、 私も勉強不足だったんですけれども、ここにいる課長さんたちが、矢越は工業団地にしますと いうふうに、庁内、要するに庁舎の庁内で会議したときに、ここにいる課長さんたちはどこま でが矢越だか、多分、わからないでやっていると思いますよ。課長さん方に一人一人、「矢越というのはどこまでですか」と聞いたら、絶対、ここまでですと言える方はここに3分の1しかいないと思いますよ。農協のスタンド、ホーマック、それから上狼塚に入る線、あそこまでが矢越なんですよね。我々議員もすべて矢越だと思っていましたから。ですから、そういう漠然とした中で、大変申しわけないんですけれども、工業用地は矢越というふうにしているわけですよ。ですから、道路も含め、今までやってきた施策も含め、決めてきたことも、もう少し、町長のまちづくりの思いはありますけれども、もっと、さまざまな形から意見をお聞きになりながら、整合性をとるところは整合性をとる。まちづくりでこういうことに住民に力をかしてほしい、議会に力をかしてほしいということは率直にお話しするということでの今後の姿を望みたいと思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長 (猪股洋文君) 矢越と言いますのは、一般に言われているよりもかなり広い範囲、たし か、コンビニあたりも矢越だったでしょうか、かなり広い範囲を含むのでございますけれども、 地名としての矢越、あるいは一般的に呼んでいる矢越という、これが必ずしも一致しないとい うこともございますでしょう。先ほど申し上げたように、土地利用計画というものもきちっと つくっていく。県からもそう言われておりますから、これは今後つくっていく必要があります し、それから、矢越の現在の町有地、この町有地をどう活用するかによって、私はあの地域の 今後の姿が変わってくるだろうというふうに思っています。あそこに庁舎をつくるということ になれば、私は庁舎を中心に住宅地があの辺に広がっていくということは、これは当然考えら れる。むしろそれを促進していくことになるだろうというふうに思います。バッハホールがあ そこにつくられた。本間元町長さんにお聞きしましたら、あそこまでを加美町としては、開発 の一番東端をあそこに定めたんだというふうなお話をされていましたけれども、当然、矢越に 庁舎ができれば、ずっとそちらまで伸びていくということは、これは想像にかたくないわけで すから。一方、あそこに企業が来るとなりますと、企業の周辺といいますのは、これは決して 住環境がいいということではございませんので、企業が来ることによって、私は住宅の開発が あそこまで進んでいくというふうには考えられないというふうに思いますので、やはり、これ から町はこういった形であの地域を活用していくという意味からも、私は今の町有地には企業 をぜひ張りつけていきたい。そして、これからの時代にそう大規模な工業団地ということは、 私は難しいだろうというふうに思っております。トヨタ、7月に統合いたしまして、新たな展 開が出てくるだろうと思います。おそらくは35万台から50万台体制ということも実現してくる

だろうと思います。それに伴う企業の進出ということもあろうと思います。しかしながら、このトヨタに関しても、やはり、東アジアへの進出、それに伴って子会社、第二、第三次、そういったところまで東アジアに出ざるを得ないという状況もございますので、私はたくさんの企業が 大衡村のように、今後、加美町に張りつくことは想像はしておりません。しかしながら、ある程度の企業進出ということは、私は見込んでおりますので、そういった企業の立地、条件としてはよろしいわけですから、誘導をしていきたいと思っておりますし、また、土地利用計画をつくるに当たりましては、やっぱり、議員皆様方のご意見などをお聞きしながらこれはきちっとつくっていく。そして、県も動かしていくというふうな形で進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 関連してなんですが、今、町長の発言からも、古川インターへというお話だったり、土地利用計画と、私は以前から都市計画の見直しだったり、国土利用計画をきちっとすべきだと。その中にあって100年のまちづくりだったり、さまざま無作為に町を開発していくのではなくて、基本的な方向をきちっと固めた上でやっていく必要があると思います。そういう点では、思いつきで云々ではなくて、やっぱり、きちっとした議論、計画を立ててやるべきではないかなというふうに思っていますので、ぜひとも、いろいろなアイデアがあるのであれば議論しながら早く固めることがまず先決ではないかなと思いましたので、その辺よろしくお願いいします。
- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 議員からそのようなご意見、前回ちょうだいしておりますので、進めてまいりたいと思います。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号平成23年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第6 報告第9号 平成23年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について 〇議長(一條 光君) 日程第6、報告第9号平成23年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書 について報告を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 報告第9号平成23年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご

説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第220条第3項に規定する事故繰越しで、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のために支出を負わなかったものはこれを翌年度に繰り越して使用することができると規定されているように、避けがたい事故のため事業の完了をしなかったものについては、地方自治法施行令第150条第3項で繰越明許費と同様に繰越計算書を調製し次の会議において議会に報告しなければならないとされているものであります。今回の事故繰越は平成22年度事業からの繰り越しとなったきめ細かな交付金事業で年度内完了を目指してまいりましたが、東日本大震災の影響による避けがたい事故のため事故繰越となったものであります。以上報告といたします。

○議長(一條 光君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第9号平成23年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを終了いたします。

日程第7 報告第10号 平成23年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算 書について

- ○議長(一條 光君) 日程第7、報告第10号平成23年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第10号平成23年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成24年第1回3月定例会に上程し議決をいただいておりました平成23年度加美町介護保険特別会計補正予算(第2号)の繰越明許費について、介護保険システム改修事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長(一條 光君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号平成23年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終 了いたします。 日程第8 報告第11号 平成23年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計 算書について

- ○議長(一條 光君) 日程第8、報告第11号平成23年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第11号平成23年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 についてご説明申し上げます。

本案件は、平成24年第1回3月定例会に上程し議決をいただいておりました平成23年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の繰越明許費について、汚泥処理施設建設事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長(一條 光君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号平成23年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを 終了いたします。

日程第9 承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成24年度加美町一般会計補正予算(第2号))

○議長(一條 光君) 日程第9、承認第3号専決処分した事件の承認について(平成24年度加 美町一般会計補正予算(第2号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第3号専決処分した事件の承認について(平成24年度加美町一般会計補正予算(第2号))についてご説明申し上げます。

本案件は、5月3日から4日にかけての大雨により被害を受けた公共施設等の災害復旧に係る経費につきまして緊急を要することから、一般会計補正予算について5月8日に専決処分を行ったものでございます。

補正予算の内容は、既定予算に歳入歳出それぞれ1,550万円を追加し、歳入歳出それぞれ121 億199万3,000円とする補正予算と地方債の追加を行うものであります。

歳入については、諸収入として町有建物等共済金250万円増、町債としてその他公共施設公 用施設災害復旧事業債1,300万円増であります。 歳出については、災害復旧費では、農業施設災害復旧費150万円増、その他公共施設公用施設災害復旧費1,652万5,000円増のほか、予備費を減額するものであります。

お手元に議案資料として5月3日から4日にかけての大雨による被害状況についての資料を 配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 公共施設云々というのは、具体的にはパークゴルフ場のキュービクルを 意味しているんでしょうか。
- ○議長(一條 光君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(日野俊児君) 中新田地区のふれあいの森パークゴルフ場でございまして、駐車場の北西部に集水ます、キュービクルがあったわけでございますが、その部分から崖崩れが 発生しまして、災害が発生したということでございます。

なお、幅10メートルから20メートル、落差が約60メートルということの崩壊でございます。

○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について(平成24年度加美町一般会計補正予算 (第2号))の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、承認第3号専決処分した事件の承認 について(平成24年度加美町一般会計補正予算(第2号))は、原案のとおり承認することに 決定いたしました。

> 日程第10 議案第48号 加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除 に関する条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第10、議案第48号加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第48号加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るため、東日本大震災復興特別区域法に基づき認定された本町の復興産業集積区域内において、産業集積の形成等に資する事業を行うとして規定された個人事業者または法人に対し、固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定するものでございます。

主な内容は、復興産業集積区域内において平成28年3月31日までに対象となる家屋及び償却 資産を新設または増設し、もしくは当該家屋の敷地たる土地を取得した個人事業者または法人 の当該対象施設に係る固定資産税について、最初の年度以降5年間の課税を免除するものであ り、この減収分については震災復興特別交付税により措置されることとなります。

お手元に議案資料としてこの概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 区域内ということで、加美町の復興産業集積区域、これは加美町全体が 入っているんですか。それとも、この範囲という範囲があるのか、その辺をお伺いします。
- ○税務課長(鈴木 裕君) 税務課長、お答え申し上げます。 この区域につきましては、加美町では12カ所が、基本的に工業団地12カ所、区域として認定 されております。詳細については企業立地推進室長のほうからお答え願いたいと思います。
- ○議長(一條 光君) 企業立地推進室長。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 企業立地推進室長です。お答えいたします。 この区域につきましては、50号議案で出ております区域とほぼ一致しております。以上でございます。
- ○議長(一條 光君) 6番議員、よろしいですか。6番議員木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 別表ということで、24ページに書いてある、地番がいっぱい書いてある ものと思っていいんですね。
- ○議長(一條 光君) 企業立地推進室長。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 企業立地推進室長です。

別表にありますこの地区でございます。全部で12カ所設定しておりますが。

- ○議長(一條 光君) 何ページか明示してください。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 24ページに書いてある地域でございます。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の 制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第48号加美町復興産業集積区域 における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに 決定いたしました。

> 日程第11 議案第49号 東日本大震災による災害被害者に対する加美町国民健康 保険税の減免に関する条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第11、議案第49号東日本大震災による災害被害者に対する加美町国 民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第49号東日本大震災による災害被害者に対する加美町国民健康保険 税の減免に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災による災害被害者に係る国民健康保険税の軽減及び免除について平成24年度も引き続き国の財政支援により延長されることに伴い、条例を制定するものでございます。

主な内容は、家屋の損害が半壊以上の被保険者に係る国民健康保険税を平成24年4月分から 9月分相当額を損害程度の区分に応じた割合を減免し、また、原発避難者については平成24年 度分全部を減免するもので、この減収分については特別調整交付金や災害臨時特例補助金によ り措置されることとなります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号東日本大震災による災害被害者に対する加美町国民健康保険税の減免に 関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第49号東日本大震災による災害 被害者に対する加美町国民健康保険税の減免に関する条例の制定については、原案のとおり可 決することに決定いたしました。

日程第12 議案第50号 加美町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規 定に基づく準則を定める条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第12、議案第50号加美町東日本大震災復興特別区域法第28条第1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第50号加美町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災復興特別区域法第4条の規定により認定を受けました 復興推進計画について、平成24年5月25日に変更認定されたことに伴い、工場立地法で定めた 準則にかえて、緑地面積等の敷地面積に対する割合の特例について、同法第28条第1項の規定 に基づき適用すべき準則を条例で定めるものであります。

主な内容は、工場等の緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合をそれぞれ1%以上と定め、新規企業の立地や既存企業の施設の増設等の促進など、土地の有効活用を図り、環境保全とあわせて震災復興を推進するものであります。

なお、工場立地法で定めた準則による緑地の面積の敷地面積に対する割合は20%以上及び環 境施設の面積の敷地面積に対する割合は25%以上と規定されております。お手元に議案資料と してその概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(一條 光君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。
- ○18番 (伊藤由子君) 今、説明がありましたが、工場立地しやすくするための特例かというふうに思いますけれども、緑地の面積を緩和することによって、逆に災害に弱い工場立地になるのではないかという危惧をするんですが、市町村の条例は、さきの準則よりも優先するというふうに資料にはあるんですが、加美町としては、この準則を10%ぐらい下回ってもよろしいというふうに決めていくのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。
- ○議長(一條 光君) 企業立地推進室長。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 企業立地推進室長、お答えいたします。 この1%につきましては、お手元の資料に配付しておりますとおり、企業立地促進法で定め る可能な市町村準則、これで1%、一番最低限ございますので、これを一応参考にして設定し たわけでございます。以上です。
- ○議長(一條 光君) 18番伊藤由子さん。
- ○18番(伊藤由子君) 見通しとしては大体1%以上になると思いますが、10%程度とか、そういった大体の、おおよその数字というのは想定していないのでしょうか。お願いいたします。
- ○議長(一條 光君) 企業立地推進室長。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 企業立地推進室長、お答えいたします。 これにつきましては、別表にあります各区域がございます。この区域を一応参考にして何% にするか、一応参考にしていきたいと思っております。以上です。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。7番近藤義次君。
- ○7番(近藤義次君) 今まで、ソニーの場合だと、災害の場合に水たまる面積が大分大きくとっているわけだ。あの辺で、大体工場用地のとき、災害の場合に水がたまるようにあるんですが、あれは要らなくなるんですか。その辺をお尋ねいたしたいと思います。
- ○議長(一條 光君) 企業立地推進室長。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 企業立地推進室長、お答えいたします。 調整池につきましては、引き続き必要になっております。以上です。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) そうすると、加美町では、別表にすべて、この地域、1%以上ということ。現在は何%で規制しているのかが一つと、それと、この区域が例えば先ほどから議論あっ

たように矢越地区に工業団地をとなった場合に、そこも新たに指定といいますか、追加指定等できるのか、この法案は時限的なものというか、ある期限があって、この間だけですよというものなのか。その3点、伺います。

- ○議長(一條 光君) 企業立地推進室長。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) 企業立地推進室長、お答えいたします。

現在、加美町では準則等定めておりませんので、緑地については20%、環境施設は25%ということになっております。それから、今回設定いたしました12カ所につきましては、矢越の地区については設定しておりませんので、そのときに設定をしたいと思っています。

- ○議長(一條 光君) 時限立法かどうか。
- ○企業立地推進室長(今野伸悦君) これにつきましては、東日本大震災特別法でございますので、多分、時限立法でございます。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号加美町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第50号加美町東日本大震災復興 特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、原案のとおり可 決することに決定いたしました。

日程第13 議案第51号 加美町災害見舞金等支給条例の制定について

○議長(一條 光君) 日程第13、議案第51号加美町災害見舞金等支給条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第51号加美町災害見舞金等支給条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、自然災害等により甚大な被害を受けた場合、その被害者に対し応急

的な援護を行うための見舞金等の支給条例を制定するものであります。自然災害等により甚大な被害を受けた場合、加美町のこれまでの対応としまして、平成22年9月の鳴瀬地区のダウンバーストによる被害の際には、旧小野田町の防風被害の際の対応等を参考にして災害を限定した見舞金要項を制定し対応をいたしました。また、さきの臨時会で見舞金の予算を議決いただきました平成24年4月3日から4日にかけての低気圧による強風被害についても、前例を参考に限定した要項を制定し対応してまいりました。

自然災害が発生したときに、その対応を検討するという状況でございましたが、災害見舞金の支給については、統一した対応をとる必要がありますことから、災害見舞金等の支給について、新たに条例を制定することとしたものであります。また、近隣に大崎市、色麻町におきましても、災害見舞金等支給条例が制定されておりますことから、見舞金等の対象及びその額につきましては、近隣との均衡も考慮し設定したものでございます。あわせまして、火災の場合、加美町火災見舞金支給要項により対応しておりましたが、これを廃止して、火災の場合の見舞金についても本条例で定めるものであります。

お手元に議案資料としてその概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしてい ただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番(吉岡博道君) ただいま町長からの提案理由の説明にもありましたように、今回のこの 条例、5月に行われました臨時議会におきましても、4月3日の低気圧災害、これの見舞いに ついての質疑の中でも、私、提言申し上げました。大変、スピード感あふれる今回の条例制定 案提出なされたことに対しまして高く評価するものであります。

この条例文、ただいま町長が申し上げましたとおり、資料をいただいております。条文については、多分、隣接市町村等を参考にして条文化されたものと思いますが、今回が初めてでございますので、町の見舞金支給についての基本的な考え方、また、運用についての要点のみで結構ですから、まず伺いたいと思います。

- ○議長(一條 光君) 総務課長。
- ○総務課長(髙橋 啓君) 総務課長、お答えいたします。

基本的な考え方と運用ということでございます。考え方につきましては、今、町長が申し上

げたとおりでございますけれども、まず、対象者につきましては、こちらに書いてありますとおり、在住する住民が対象になるということでございます。それから、建物につきましては、住居ということでございます。それから、弔慰金につきましては、死亡者になるということで、弔慰金につきましては、今あります弔慰金条例がありますけれども、これにつきましては法令に基づく国の弔慰金の支給対象になっておりまして、補助事業になっております。国2分の1、それから、県4分の1、町が4分の1、あわせまして、こちらの死亡弔慰金も加算されるというふうな考え方です。

災害見舞金につきましては、全壊、全焼、それから、流失、これにつきましては、現在、町のほうで火災等でも同じ金額になっているんですけれども、支給されるものと、半壊も同じなんです。考え方につきましては、今回、災害の被害認定基準に照らして判定をさせていただいて、罹災証明と同じような判断になり、判定して、半壊、それから、全壊の判断をさせていただく。金額については今申し上げたとおりです。それから、床上浸水等も同じ考え方でしております。それから、前にも言った、倒木関係でございますけれども、倒木につきましては、基本的には自己処理を原則とするということで、今回は見舞金の対象とはいたしておりません。それから、一部損壊、住家以外の建物につきましては、同じように、収益施設につきましては対象としないということで、それから、金額については、近隣自治体との均衡を考慮して定めたと、こういった考え方で今回は上程をさせていただきました。以上でございます。

- ○議長(一條 光君) 8番吉岡博道君。
- ○8番(吉岡博道君) 昨夜、色麻町、それから、大崎市の条文、これをちょっと見てきました。 まず、色麻町にあって加美町にないものもあります。そういったところ、大変細かくなって恐 縮ですが、お聞きします。

第2条の3項、これは色麻町ですと、自己所有の建物で賃貸契約を締結していないものは、 これは該当はしませんよとなっております。その点。

それから、支給の制限、第6条ですね。これは大崎市では災害救助法により災害を受けたとき、それから、広範囲の災害で多くの死傷または損害を受けたとき、これは支給の対象とはなりませんよとなっております。こういった件について検討なされたかどうか。これはこの条文がなくてもよいかどうかも検討なされたかどうかお聞きします。

それから、これは新しい条例ですので、当然、何か事あったときは予算が伴うわけですが、 これまでのように予備費の充用はできるのかどうかも含めてお聞きします。

○議長(一條 光君) 総務課長。

○総務課長(髙橋 啓君) お答えさせていただきます。

最初に、色麻町にあって加美町にない、ここでいうと屋根の損壊になります。屋根の損壊につきましては、損壊があった場合は、おおむね半壊の判断がなされるということで、その半壊の基準に照らして該当になるかどうかの判断でなってきた。これは例えばその基準まで満たない場合は、半壊の扱いにはしなくていいというふうな判断にさせていただきました。

賃貸住宅、色麻町の条例につきましても、住家の考え方につきましては、加美町と同じ判断にさせていただいております。一応、住居を町内に存する自己所有の建物、それから、賃貸契約につきましても、基本的にはそこに住んでいる方を対象とするというふうにしましたので、住居につきましては、住民、人を対象としたい、世帯を対象としたいという考え方です。

それから、広範囲になった場合ということなんですけれども、災害に際して、指示に従わなかった方、特別な事情があるために町長が支給不当と認めた者ということでの判断は支給制限の対象というふうな考え方ではさせていただきました。以上でございます。

- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「予算」の声あり)
- ○総務課長(髙橋 啓君) 予算につきましては、企画財政課長のほうからよろしくお願いします。
- ○議長(一條 光君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(髙橋 洋君) 企画財政課長です。

予備費のご質問でありますけれども、見舞金につきましては、通常の町長交際費とは別の項目を設けまして、きちんとした議案として、補正予算として議会に提案するという形での提案というふうにさせていただきます。

- ○議長(一條 光君) 8番吉岡博道君。
- ○8番(吉岡博道君) そうすると、今回の補正にはちょっと載っていないと見たんですが、これから予算を補正で提案するということでよろしいんですか。
- ○議長(一條 光君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(髙橋 洋君) 企画財政課長です。

今回、既に、前回の臨時会の中で議決をいただいております、見舞金については。以上です。

- ○議長(一條 光君) 副町長。
- ○副町長(吉田 恵君) 副町長です。

今、企画財政課長が申し上げたのは、この条例が制定された以前の倒木等については、前の要項で既に補正で臨時会でお願いしていると。この条例の制定以降の見舞金が必要になった場合

は、その都度改めて補正でお願いをするということでお話をさせていただきました。

- ○議長(一條 光君) よろしいですか。6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 先ほど、総務課長の説明、ちょっと聞き取れないところがあったんですが、住家の扱いのところで、例えば店舗つき住宅といいますか、店舗兼用住宅等、そういった場合の被害とか、あとは今回のように、企業でも床上浸水になった場合とか、こういった場合にはどのような措置をされるのかと。もう1点、説明書というか、概要の中の6ページの一番最後のほうに、今、倒木の関係は自己処理が基本と。それから、もう一つ、一部損壊云々は近隣との関係で見舞金の対象としない。これは倒木とか廃材、その辺は無料で処理ということで考えてよろしいのか。その点、お願いします。
- ○議長(一條 光君) 総務課長。
- ○総務課長(髙橋 啓君) 総務課長です。

店舗、それから、企業の取り扱いなんですけれども、この中では住家という扱いで、人が住んでいないところは対象といたしません。それから、廃墟、空き家とかという感じだと思うんですけれども、これについても住んでいないということでの判断で住家の扱いではなくて、対象とはならないというふうな判断でございます。倒木の処理も自己処理という形で対象とはならないということでの判断です。

- ○議長(一條 光君) 6番木村哲夫君。
- ○6番(木村哲夫君) 見舞金ではなくて、処理するときに産業廃棄物として無料で引き受けて もらえるのかどうかということですが。
- ○議長(一條 光君) 総務課長。
- ○総務課長(髙橋 啓君) その場合は、今回の震災の関係はそうだったんですけれども、該当にはならないということで、ただ、自宅の処理については、町の処分施設、青木原の処分施設では受け入れは可能だということになると思います。
- ○議長(一條 光君) そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号加美町災害見舞金等支給条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第51号加美町災害見舞金等支給 条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

> 日程第14 議案第52号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及 び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国 籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を 改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長(一條 光君) 日程第14、議案第52号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第52号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難 民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特 例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理についててご説明申し上げます。

本案件につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定 法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の 一部を改正する法律がその一部を除いて7月9日から施行されることに伴い、加美町印鑑の登 録及び証明に関する条例など6つの条例の一部改正が必要となりましたことから、関係条例の 整理に関する条例により、まとめて改正を行うものであります。

主な内容は、住基改正法により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象とすること。また、 入管法等改正法により、外国人登録法が廃止となることなどにより、条例で規定している外国 人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語等について所要の整理を 行うものであります。

お手元に議案資料として関係する条例の新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にして いただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(一條 光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(一條 光君) ご異議なしといたします。よって、議案第52号住民基本台帳法の一部を 改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整 理については、原案のとおり可決することに決定いたしました。